

◎入所利用料 (従来型施設(従来型個室・多床室)) / (地域密着型施設(ユニット型個室))

1日/単価

	要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	従来型個室	多床室	ユニット型個室	従来型個室	多床室	ユニット型個室	従来型個室	多床室	ユニット型個室	従来型個室	多床室	ユニット型個室
入居者のサービス利用料金	6,590	6,590	6,440	7,240	7,240	7,120	7,940	7,940	7,850	8,590	8,590	8,540	9,230	9,230	9,220
うち介護保険から給付される金額	5,931	5,931	5,796	6,516	6,516	6,408	7,146	7,146	7,065	7,731	7,731	7,686	8,307	8,307	8,298
サービス利用に係る自己負担	659	659	644	724	724	712	794	794	785	859	859	854	923	923	922
1.初期加算(入居日から30日間)	30円/30円														
2.療養食加算	6円(1食につき)/6円(1食につき)(対象の方のみ)														
3.夜勤職員配置加算	13円/46円														
4.看護体制換算Ⅰ	4円/12円														
5.看護体制加算Ⅱ	8円/23円														
6.入院時・外泊時費用	246円/246円(対象の方のみ)														
7.日常生活継続支援加算	36円/46円														
8.若年性認知症受入加算	120円/120円(対象の方のみ)														
9.看取り介護加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	Ⅰ 144円/144円 Ⅱ 780円/780円 Ⅲ 1580円/1580円(対象の方のみ)														
10.栄養マネジメント加算	14円/14円														
11.配置医師緊急時対応加算	夜間・早朝:650円(1回) 深夜1.300円(1回)(対象者の方のみ)														
12.褥瘡マネジメント加算	10円/10円														
13.介護処遇改善加算Ⅰ	1か月の介護報酬額の8.3%														
食事に係る負担額(1日)															
被保険者第1段階	300円														
被保険者第2段階	390円														
被保険者第3段階	650円														
被保険者第4段階以上	1,560円														
居住費に係る自己負担額	従来型個室			多床室			ユニット型個室								
被保険者第1段階	320円			0円			820円								
被保険者第2段階	420円			370円			820円								
被保険者第3段階	820円			370円			1310円								
被保険者第4段階以上	1150円			840円			1970円								

※加算算定について

1.初期加算(対象の方のみ)⇒入居者の方が新規に入所及び1か月以上の入院後再入所した場合に入所した日から起算して30日以内の期間において算定。

2.療養食加算(対象の方のみ)⇒入居者の方の病状に応じて、主治医より入居者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、示された療養食が提供された際に算定。(糖尿病食・腎臓病食等)

3.夜勤職員配置加算⇒施設において夜間を行う職員が基準に定められた員数の1以上上回った際に算定。

4.看護体制加算Ⅰ⇒1名以上の常勤の看護師の配置を行った場合に算定

5.看護体制加算Ⅱ⇒基準に定められた看護職員の数に1名以上を加えた員数を満たすことにより算定。

6.入院・外泊時費用(対象の方のみ)⇒入院や外泊中の入居者様のベットを確保させて頂くために6日間を限度に算定。またこの加算を算定させて頂いている間は介護サービス費の算定は行いませんが居住費については6日間を限度に算定させて頂きます。

7.日常生活継続支援加算⇒過去6か月間12か月間の新規入居者の方のうち日常生活認知度がⅢ以上の方が65%以上又は要介護度が4.5の方が70%以上の割合でかつ介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置した際に算定。

8.若年性認知症受入加算⇒若年性認知症を有する入居者様を受け入れ、個別に担当者を定めた上で入居者様の特性やニーズに応じたサービス提供を行って際に算定

9.看取り介護加算⇒施設において入居者様の看取り介護を行った際に算定。(Ⅰ)お亡くなりになった日以前4日以上30日以下に加算 (Ⅱ)お亡くなりになった日の前日及び前々日に加算(Ⅲ)お亡くなりになった日に加算。

10.栄養マネジメント加算⇒常勤の管理栄養士を1名以上配置し各入居者様の栄養計画・栄養マネジメントを実施している際に加算

11.配置医師緊急時対応加算⇒配置医師が施設の求めに応じて早朝・夜間または深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合に算定

12.褥瘡マネジメント加算⇒入所者の褥瘡発生を予防する為褥瘡の発生と関連の強い項目について定期的な評価を行いその結果に基づき計画的に管理した際に算定。

13.介護処遇改善加算Ⅰ⇒介護サービスに従事する介護職員の賃金改善の為に創設された加算です